

## 『漢書』芸文志所載『蒼頡伝』考

福田 哲之

### 序言

筆者は先に水泉子漢簡七言本『蒼頡篇』（以下水泉子本と略記）について検討を加え、その中で水泉子本を『漢書』芸文志（以下『漢志』と略記）所載の『蒼頡伝』に比定する仮説を提起した<sup>（注1）</sup>。『漢志』所載の『蒼頡伝』については、すでに目録学の観点から先学よって議論されてきており、作者についてもいくつかの説が出されている。しかし前稿においては、水泉子本の検討が中心であったため、紙幅の関係から、それらについて論及することができなかった。そこで本稿では、あらためてこの問題を取り上げ考察を加えてみたい。

### 一、『漢志』の書目とその排列

本章では以下の論述の前提として、『蒼頡伝』を含む『漢志』六芸略、小学の書目の全体構造を確認しておく。はじめに書目および小序を引用する<sup>（注2）</sup>。便宜上、書名に丸数字の通し番号、小序の各段落にローマ数字の通し番号を付した。

①史籀十五篇 周宣王太史作大篆十五篇、建武時亡六篇矣。

②八體六技

③蒼頡一篇 上七章、秦丞相李斯作。爰歷六章、車府令趙高作。博學七章、太史令胡毋敬作。

④凡將一篇 司馬相如作。

⑤急就一篇 元帝時黃門令史游作。

- ⑥ 元尚一篇 成帝時將作大匠李長作。
  - ⑦ 訓纂一篇 揚雄作。
  - ⑧ 別字十三篇
  - ⑨ 蒼頡傳一篇
  - ⑩ 揚雄蒼頡訓纂一篇
  - ⑪ 杜林蒼頡訓纂一篇
  - ⑫ 杜林蒼頡故一篇
- 凡小學十家、四十五篇。入揚雄・杜林二家三篇。

I 史籀篇者、周時史官教學童書也。與孔氏壁中古文異體。

II 蒼頡七章者、秦丞相李斯所作也。爰歷六章者、車府令趙高所作也。博學七章者、太史令胡毋敬所作也。文字多取史籀篇、而篆體復頗異。所謂秦篆者也。漢興、閭里書師合蒼頡・爰歷・博學三篇、斷六十字以爲一章、凡五十五章、并爲蒼頡篇。

III 武帝時、司馬相如作凡將篇。無復字。元帝時、黃門令史游作急就篇。成帝時、將作大匠李長作元尚篇。皆蒼頡中正字也。凡將則頗有出矣。

IV 至元始中、徵天下通小學者以百數、各令記字於庭中。揚雄取其有用者以作訓纂篇、順續蒼頡、又易蒼頡中重複之字、凡八十九章。臣復續揚雄作十三章、凡一百二章、無復字、六藝羣書所載略備矣。

V 蒼頡多古字、俗師失其讀。宣帝時、徵齊人能正讀者、張敞從受之、傳至外孫之子杜林爲作訓故。并列焉。

これまでの分析から(一)同類の小学書はまとめて排列する、(二)成立時期の早い順に排列する、という二つの排列意図を読み取ることができる。そこであらためて⑨『蒼頡伝』を見ると、まず性質では、書名に「伝」とあることから、注釈類に属することが知られる。この点に関して先学には異論は見えず、書目の排列においても、それに続く⑩『揚雄蒼頡訓纂』、⑪『杜林蒼頡訓纂』、⑫『杜林蒼頡故』とともに注釈類のまとまりとして整合的に理解される。一方、成立時期は、『揚雄蒼頡訓纂』の前に位置することから、揚雄と同時期もしくはそれ以前に設定される。

それでは以上の諸点を踏まえて、『蒼頡伝』の作者に関する先学の見解を見ていこう。

## 二、揚雄著作説

### (一) 謝啓昆の見解

管見によれば『蒼頡伝』の作者については、これまでに二つの説が出されているようである。その一つは、揚雄の作とするもので、謝啓昆『小学考』巻九(文字一)に以下のごとく見える<sup>(注4)</sup>。

揚氏雄別字、漢志十三篇、佚。  
揚氏雄倉頡傳、漢志一篇、佚。

謝氏はただ結論を記すのみであるが、姚振宗『漢書芸文志条理』<sup>(注5)</sup>は謝氏の意図を踏まえた上で、以下

書目に挙げられた小学書のうち、作者名が記されず小序にも言及が見えないものは、②『八体六技』、⑧『別字』、⑨『蒼頡伝』の三書である。それ以外の小学書の作者や成立の経緯等については、小序との対応を踏まえて要約すれば以下のごとくである。

- ① 『史籀篇』……周時の史官の学童教育の書として宣王の太史が作成。(小序I)
- ③ 『蒼頡篇』……収録字の多くを『史籀篇』から取り、秦の李斯・趙高・胡毋(毋)敬が作成。漢代に入って「閭里書師」が合篇・改章。(小序II)
- ④ 『凡將篇』⑤ 『急就篇』⑥ 『元尚篇』……「蒼頡中正字」にもとづき、漢の武帝の時に司馬相如、元帝の時に史游、成帝の時に李長が作成。(小序III)

⑦ 『訓纂篇』……平帝の元始年間に天下の小学に通じた者を徵集して行なわれた未央庭における小学討究の成果を受け、『蒼頡篇』の続篇として揚雄が作成。(小序IV)

⑪ 『杜林蒼頡故』……宣帝の時に齊人より『蒼頡篇』の正説を伝受した張敞の末裔にあたる後漢の杜林が作成。(小序V)

また⑩『揚雄蒼頡訓纂』、⑫『杜林蒼頡訓纂』は小序に直接言及されていないが、⑫『杜林蒼頡故』と同じく、作者名を書名の冒頭に冠する形式をもつことから、同類の小学書であったと見なされる<sup>(注3)</sup>。

のような反駁を加えている。

按此兩家書、七略以之殿末、皆不著撰人。漢志因之。而謝氏皆以爲揚雄書。其意蓋以此兩書在揚雄訓纂下、是蒙上省文。然考揚雄之書、志序言之甚明、此兩書不置一詞。明是別家之書。且小學十家、按魏晉六朝人及唐人所見、皆云小學十家、必不致誤。並此兩家方如其數。若實爲揚雄書、則止于八家。此尤顯見者也。

すなわち姚氏は、謝氏は漢志の書目で『別字』『蒼頡伝』が揚雄『訓纂篇』の下にあるため、「蒙上省文」により作者名を省略したと解したとし、以下の二点を挙げて謝氏の説を否定する。

① 『訓纂篇』については志序にも揚雄の作であることが明言されているのに対し、『別字』『蒼頡伝』の両篇に関してはまったく言及が見えない。

② 書目末尾に記す小学家の総数「小学十家」は、『別字』と『蒼頡伝』とをそれぞれ別家として計数したものであり、もしも揚雄の著作であれば「八家」となる。

また林明波『唐以前小学書之分類与考証』<sup>(注6)</sup>は、書目における作者名の表記形式から、仮に『蒼頡伝』が揚雄の作であれば「揚雄蒼頡伝」と表記されるはずであると謝氏の説を非とし、姚氏を支持する。

按漢志小學類第七書爲「訓纂一篇」、注云「揚雄作」。第八書爲「別字十三篇」・第九書爲「蒼頡傳

一篇」、此二書皆未注撰人。第十書爲「揚雄蒼頡訓纂」・第十一書爲「杜林蒼頡訓纂一篇」・第十二書爲「杜林蒼頡故一篇」。蒼頡傳以後、皆蒼頡篇之訓詁。如此篇果爲揚氏書、則應依杜林書之例、標「揚雄蒼頡傳」。今不然、則謝氏以爲蒙上省文者非、而姚氏得之矣。

このように『別字』および『蒼頡伝』を揚雄の作とする謝氏の見解が成立し難いことは、『漢志』内部の考証によつてすでに明らかである。しかし『別字』を揚雄の著作とする説は、近年においてもなお支持者があり、その影響から『蒼頡伝』の作者を揚雄と見る説も完全に否定されるに至っていない<sup>(注7)</sup>。そこで、やや迂遠ながら『蒼頡伝』揚雄著作説の前提となる『別字』揚雄著作説の問題点を確認しておこう。

## (二) 錢大昕の見解

『別字』揚雄著作説のもう一つの論拠として留意すべきは、『別字』と『方言』とを同じ著作とする錢大昕『三史拾遺』の見解である<sup>(注8)</sup>。

別字十三篇、即揚雄所撰方言十三卷也。本名輶軒使者絶代語釋別國方言。或稱別字、或稱方言、皆省文。

錢氏は『別字』および『方言』の名称は、いづれも本名である「輶軒使者絶代語釈別國方言」の「省文」とする。しかし、本名中には「方言」は見えるもの

「別字」の二字は含まれていない。仮に本名中の「別國」に当てようととしても、國（地域）の別を謂う「別國」と文字の別を謂う「別字」とは、意味合いが異なり、両者を結び付けることは難しい<sup>(注9)</sup>。

また錢氏は「十三」という篇（卷）数の合致に注目するが、郭璞以前の『方言』は十五卷であり、旧本と今本とは巻数が異なる。さらに揚雄『方言』が文献上に現れてくるのは、東漢末の応劭以降であり、それ以前に『方言』という書名の存在と作者が揚雄であることを証し得る資料は見いだされない。こうした『方言』にかかわる諸問題について、やや長文にわたるが『四庫全書総目提要』<sup>(注10)</sup>を引用しておこう。

方言十三卷 舊本題漢揚雄撰、晉郭璞註。考晉書郭璞傳有註方言之文。而漢書揚雄傳、備列所著之書、不及方言一字。藝文志亦惟小學有雄訓纂一篇、儒家有雄所序三十八篇、注云「太元十九、方言十三、樂四、箴二」、雜賦有雄賦十二篇、皆無方言。東漢一百九十年中、亦無稱雄作方言者。（中略）惟後漢許慎說文解字、多引雄説、而其文皆不見於方言。又慎所注字義、與今方言相同者、不一而足、而皆不標揚雄方言字。知當慎之時、此書尚不名方言、亦尚不以方言爲雄作。故馬・鄭諸儒、未嘗稱述。至東漢之末、應劭始有是説。魏孫炎註爾雅「莫貜・蟪蟪・蟀」字、晉杜預註左傳「授師子焉」句、始遞相徵引。沿及東晉、郭璞遂註其書。後儒稱揚雄方

言、蓋由於是。然劭序稱方言九千字、而今本内一萬一千九百餘字、則字數較原本幾溢三千。雄與劉歆往返書、皆稱方言十五卷、郭璞序亦稱三五之篇。而隋志・唐志、乃並載揚雄方言十三卷、與今本同、則卷數較原本缺其二、均爲抵牾不合。考雄答歆書、稱「語言或交錯相反、方復論思、詳悉集之」、「如可寬假延期、必不敢有愛」云云、疑雄本有此未成之書。歆借觀而未得、故七略不載、漢志亦不著錄。後或侯芭之流、收其殘稿、私相傳述。閱時既久、不免於輾轉附益、如徐鉉之增說文、故字多於前。厥後傳其學者、以漢志無方言之名、恐滋疑竇。而小學家有別字十三篇、不著撰人名氏、可以假借影附、證其實出於雄、遂併爲一十三卷、以就其數、故卷減於昔歟。反覆推求、其眞僞皆無顯據。姑從舊本、仍題雄名、亦疑以傳疑之義也。（以下略）

『方言』の作者が揚雄か否かの問題は暫く措くとしても、少なくとも『別字』と『方言』とは、書名も篇（卷）数も異なる別個の書物であり、『別字』の作者を揚雄と見なすべき論拠はどこにも存在しない。それにもかかわらず『別字』揚雄著作説が支持された理由は、「蒙上省文」により『別字』の作者を揚雄とみる謝啓昆説と、揚雄『方言』と『別字』とを同じ著作とみる錢大昕説とが、揚雄を紐帯として循環的に補強し合い、あたかも明確な論拠をもつ定説のごとく誤解されたためと考えられる<sup>(注11)</sup>。

『別字』揚雄著作説が誤りであることは、以上の論述から明白であり、それを前提とする『蒼頡伝』揚雄著作説が成立し得ないことについては、もはや贅言を要しないであろう。

## 三、複数人著作説

『蒼頡伝』の作者に関する説の二つめは、『蒼頡篇』の正説に通じた人物として『漢志』や『説文』叙などに記された齊人・張敞・杜鄴・爰礼・秦近・張吉・張竦・杜林等、複数の人の手に出るとするもので、姚振宗『漢書芸文志条理』に見える。姚氏は先に引いた謝氏の揚雄説を批判した文章に続けて、以下のように自説を展開する<sup>(注12)</sup>。

志云「倉頡多古字、俗師失其讀。宣帝時、徵齊人能正讀者、張敞从受之」。説文敘又云「涼州刺史杜業、沛人爰禮、講學大夫秦近亦能言之」、又杜鄴傳「張敞子吉、吉子竦、並長小學。鄴子林、正文字過于鄴・竦」。是宣帝以後能正其讀、言其義、有齊人史失其名・張敞・杜鄴・爰禮・秦近・長吉・竦・杜鄴等、疑此傳出此數人之手、以其非一家之言、故不著撰人。説文写部、平字下引爰禮説、似出此書。

姚氏は『漢志』に見える宣帝の時の『蒼頡篇』正説伝授の記事を「……張敞从受之」までの引用で止めて

いる。しかし、その後文には張敞の末裔の杜林による訓故作成の記事があり（傍線部）、末尾の「并列焉」が書目の「杜林蒼頡故」を指すことについては先学に異論がない。

蒼頡多古字、俗師失其讀。宣帝時、徵齊人能正讀者、張敞從受之。傳至外孫之子杜林爲作訓故。并列焉。

『漢書』杜鄴伝によつて、齊人から張敞を経て杜林に至る『蒼頡篇』正誦伝授の系譜をたどれば、以下のごとくである。

齊人―張敞―張吉張敞の子―杜鄴張敞の外孫―張疎張吉の子―杜林杜鄴の子

先に引いた『漢志』の意図は『杜林蒼頡故』成立の経緯を述べる点にあつたと見られ、家学の大成者としての杜林の位置づけは、『漢書』杜鄴伝の以下の記述からもうかがわれる。

鄴子林、清靜好古、亦有雅材。建武中、歷位列卿、至大司空。其正文字過於鄴・疎。故世言小學者由杜公。

一方、『説文』が引く通人説の中には、杜林説が十七条見えるのに対して、張敞・張吉・杜鄴・張疎の説は一条も見いだされない。こうした状況も、張敞以来の家学は杜林によつて集大成されたことを示唆する。また姚氏が『蒼頡伝』から出たものではないかという『説文』所引の爰礼説<sup>〔注13〕</sup>は、「平」字の構成要素である「八」が「分かつ」の意であることを説くもので

あつて、それ自体に『蒼頡伝』との関連を示す手がかりが認められるわけではない。

このように姚氏の複数人著作説は、あくまでも便宜的な推測にとどまり、具体的な小学書の存在を想定し得るような論拠は見いだされないのである。

#### 四、『蒼頡伝』の再検討

前章までの検討をとおして、先学の二つの説はいずれも受け容れ難いことを明らかにした。本章ではこれまでの議論を踏まえながら、『蒼頡伝』について再検討を加えてみよう。

はじめに確認しておきたいのは、『蒼頡伝』の成立時期である。『漢志』の書目末尾の注記「入揚雄・杜林二家三篇」によつて、注釈類に属する四篇のうち『揚雄蒼頡訓纂』『杜林蒼頡訓纂』『杜林蒼頡訓纂』の三篇は班固の続入にかかり、劉歆の『七略』には『蒼頡篇』の注釈類として『蒼頡伝』のみが載録されていたことが知られる。『蒼頡篇』は秦の始皇帝期の成立であることから、『蒼頡伝』の成立時期は、秦末から『七略』以前の前漢期に絞られる。

上述のように『漢志』の小序には『蒼頡伝』に関する言及は見えず、手がかりは皆無に近い。ここであらためて注目したいのは、その書名に「伝」と称されていることである。先行研究では、この点について踏み

込んだ検討は加えられていないようであるが、この名義の問題は、『蒼頡伝』の性格を考察する上でほとんど唯一の手がかりとして、重要な意味をもつと考えられる。

ところで、漢初の詩家の注釈書において「故」と「伝」とがそれぞれ別行されていたことは、よく知られたところである。この両者の名義について、馬瑞辰「毛詩詁訓伝名義考」<sup>〔注14〕</sup>は以下のごとく述べている。

漢藝文志載詩凡六家。有以「故」名者、「魯故」「韓故」「齊后氏故」「孫氏故」是也。有以「傳」名者、「齊后氏傳」「孫氏傳」「韓内傳」「外傳」是也。惟毛詩兼名「詁訓傳」。正義謂「其依爾雅訓故、爲詩立傳」、又引一説謂「其依故昔典訓而爲傳」、其説非也。（中略）史・漢儒林傳、漢藝文志皆言「魯申公爲詩訓故」、而漢書楚元王傳「及魯國先賢傳皆言、申公始爲詩傳」、則知漢志所載「魯故」「魯説」者即「魯傳」也。何休公羊傳注亦言「傳」謂「詁訓」、似「故訓」與「傳」、初無甚異。而漢志既載「齊后氏故」「孫氏故」「韓故」又載「齊后氏傳」「孫氏傳」「韓内外傳」、則「訓故」與「傳」又自不同。（中略）蓋「詁訓」第就經文所言者而詮釋之、「傳」則並經文所未言者而引伸之。此「詁訓」與「傳」之別也。（中略）蓋「詁訓」本爲「故」。言由今通古、皆曰「詁訓」、亦曰「訓詁」、而單詞則爲「詁」、重語則爲「訓詁」。第就其字之義旨而證明之。「訓」

則兼其言之比興而訓導之。此「詁」與「訓」之辨也。毛公傳詩多古文、其釋詩、實兼「詁」「訓」「傳」三體、故名其書爲「詁訓傳」。嘗即「關雎」一詩言之、如「窈窕、幽閒也」、「淑、善。迷、匹也」之類、「詁」之體也。「關關、和聲也」之類、「訓」之體也。「若夫婦有別、則父子親。父子親、則君臣敬。君臣敬、則朝廷正。朝廷正、則王化成」則「傳」之體也。而餘可類推矣。

馬氏の主旨は、『毛詩故訓伝』の中に混在する「故」「訓」「伝」の三体を指摘し、その名義の由来を明らかにする点にあるが、ここでは傍線を付した「詁訓」と「伝」との相違にかかわる指摘に注目したい。「詁訓は第だ経文の言う所の者に就きて之を詮釈し、伝は則ち経文の未だ言わざる所の者を並べて之を引申す」との馬氏の定義によれば、「詁訓（故）」が本文の文字や語に即してその意味を明らかにするのに対し、「伝」は本文を敷衍してその内容を明らかにするものであり、本文との関係において「故」と「伝」とのあいだには明瞭な相違が存在したことが知られる。

ただし、馬氏が「故訓と伝とは、初め甚だしくは異なること無きに似たり」と述べる点については、漢初に「故」と「伝」とが別行されていたことはすでに『漢志』からも明らかであつて、当初、注釈様式の違いから明瞭に区別されていた「故」と「伝」とが、後に広義の注釈という意味で互用されるようになったと見る

のが妥当であろう。

注釈様式という観点から『蒼頡伝』の性格を考察しようとする際、「伝」と「故」との対応において注目されるのは『杜林蒼頡故』の存在である。本書が『蒼頡篇』の文字や語に即してその意味を明らかにする小学書であったことは、成立の背景や書名から推測されるところであるが、さらにその具体的な内容の一端は、『説文』所引の杜林説からもうかがうことができる。

段玉裁は『説文』所引の杜林説十七条のうち九条を『杜林蒼頡訓纂』『杜林蒼頡故』にかかわる逸文と見なしている。そのうち以下に挙げる「𪛗」「𪛘（𪛘𪛘）」の二条については、漢簡『蒼頡篇』<sup>〔注15〕</sup>の中に対応する文字や語が見いだされ（傍線部）、段氏の見解の妥当性が裏付けられる。

① 𪛗、𪛘也。从田并聲。杜林曰爲竹筥。楊雄曰爲蒲器。（十二下・田部）<sup>〔注16〕</sup>

○北大本簡六三「𪛗畚貯箱」

② 𪛘、𪛘也。讀若朝。楊雄說𪛘蟲名、杜林曰爲朝旦、非是。（十三下・𪛘部）<sup>〔注17〕</sup>

○北大本簡六二「𪛘視𪛘𪛘、𪛘𪛘運糧」、阜陽本C040「𪛘𪛘𪛘𪛘、𪛘𪛘」、水泉子本暫21「𪛘𪛘運糧、載穀行」

①の杜林説は「𪛗」を竹を編んで作った丸いかごの意とし、②の杜林説は「𪛘𪛘」を「朝旦」の意とするものであり、『蒼頡篇』の文字や語に即してその意味

を明らかにする『杜林蒼頡故』の性格を端的に示している。

『蒼頡伝』の成立時期が「伝」と「故」との区別がなお明瞭であった秦末から前漢期であったことを考慮すれば、本文の文字や語に即してその意味を明らかにする「故」に対して、『蒼頡伝』の「伝」とは、本文を敷衍してその内容を明らかにする注釈の謂いであったと推測し得るであろう。

## 五、『蒼頡伝』と水泉子本

上述した『蒼頡伝』についての推測を具体的に裏付ける資料として注目されるのが、水泉子本である。本章では前稿における水泉子本の検討を踏まえながら、『蒼頡伝』との関連について考察を加えてみたい。なお行論上、前稿の内容と重複する部分のあることをあらかじめ断っておきたい。

水泉子本の特徴としてまず注目されるのは、句式の形態である。『蒼頡篇』が四字句で構成されるのに対し、水泉子本は七字句からなり、各句は『蒼頡篇』本文の四字句とそれを承ける三字句とで構成される。付加された三字句は、前の四字句の文意を敷衍し、簡単な訓釈を加えたような例も見え、『蒼頡篇』本文の意味をさらに完備し明確化させる機能をもつ<sup>〔注18〕</sup>。

それでは具体例にもとづき、『蒼頡篇』の本文にあ

たる四字句とその下に付加された三字句との関係を見てみよう。以下の水泉子本の引用中、カギ括弧は『蒼頡篇』の本文、網掛けは北大本により復原した文字を示す<sup>〔注19〕</sup>。

① 08-1「漢兼天下」、盡安寧（暫14）

② 09-3「變大制裁」、好衣服（暫12）

③ 47-4「陳蔡宋衛」、故有王（暫27）

④ 57-5「伊雒涇渭」、流湯湯（暫22）

⑤ 63-4「鬱棣桃李」、人所欲（暫16）

①と②は『蒼頡篇』本文の四字句が陳述式に属する例である。①は「漢天下を兼ね」という本文に対して「尽く安寧」の三字句を加え、原因（四字句）と結果（三字句）という構成により句意の展開をはかっている。②は「変じて制裁を大にす」という本文に対して「好き衣服」の三字句を加え、衣服の仕立てにかかわる句意を明らかにしている。

③～⑤は羅列式に属する例である。③は「陳・蔡・宋・衛」の本文に対して「故と王有り」の三字句を加え、周の封国名であることを示し、④は「伊・雒、涇・渭」の本文に対して「流れ湯湯たり」の三字句を加え、河川名であることを示し、⑤は「鬱・棣、桃・李」の本文に対して「人の欲する所」の三字句を加え、食用の果樹名であることを示している。

このように下の三字句は、『蒼頡篇』本文にあたる上の四字句全体またはその一部を承けて敷衍し、それ

によって句意を明らかにしており、「伝は則ち経文の未だ言わざる所の者を並べて之を引申す」との定義と合致する。

水泉子本の特徴としてもう一つ注目したいのは押韻である。『蒼頡篇』本文の四字句は、一句置きに句末の文字が韻を踏む隔句韻の形式をもつのに対し、四字句の下に付された三字句は毎句末の文字が押韻し、章ごとに韻を換える分章換韻の形式をもつ<sup>〔注20〕</sup>。水泉子本の分章は『漢志』（本稿第一章引用Ⅱ）が記す閭里書師本の分章と合致しており、七言本は閭里書師本にもとづき、句末に韻を踏む三字句を付加して作成されたことが知られる。

ここで居延漢簡『蒼頡篇』<sup>〔注21〕</sup>によって閭里書師本の第五章から第六章に該当することが明らかなる北大本08-1～08-02（閭里書師本第五章）・09-3～11-5（閭里書師本第六章第一～十三句）にもとづき、三字句の押韻の実態を見てみよう。引用中、▼は章の冒頭句、□は缺失字、傍点は韻を踏む文字を示す。

▼06-1「戲叢奢掩」<sup>〔注22〕</sup>、□□□

06-2「顯顯重該」、□□□

06-3「悉起臣僕」、母老丁

06-4「發傳約載」、□□□（暫38）

06-5「趣遽觀壘」、□□□

07-1「行步駕服」、趨使令

- 07-2 「逋逃隱匿」、□□□ (例10・2)  
 07-3 「往來眈眈」、心不平。  
 08-1 「漢兼天下」、盡安寧。  
 08-2 「海内并厠」、□□□ (暫14)  
 08-3 「胡無噍類」、□□□  
 08-4 「渣醢離異」、母入刑。  
 08-5 「戎翟給賈」、賦斂□ (暫15)  
 09-1 「百越貢織」、□□□  
 09-2 「飭端脩灑」、皋陶生。<sup>(注28)</sup>  
 ▼09-3 「變大制裁」、好衣服。  
 09-4 「男女蕃殖」、□□□ (暫12)  
 09-5 「六畜逐字」、□□□  
 10-1 「顛軼騎羸」、思美食。  
 10-2 「猷夷左右」、行□□ (例15・3)  
 10-3 「勢悍驕樞」、□□□  
 10-4 「誅罰賢耐」、責未塞。  
 10-5 「丹勝誤亂」、有所惑 (暫20)  
 11-1 「圍奪侵試」、□□□  
 11-2 「胡絡離絕」、□□□  
 11-3 「冢椁棺柩」、不復出。  
 11-4 「巴蜀荼竹」、□□□ (暫25)  
 11-5 「筐篋箴箴」、□□□

06-1から始まる章(第五章)のうち残存する句末字  
 06-3「一」・07-1「全」・07-3「平」・08-1「寧」・08-4

「屈原既放」、身斥逐也。  
 「遊於江潭」、戲水側也。史云、至於江濱、被髮。  
 「行吟澤畔」、踏荆棘也。  
 「顔色憔悴」、奸黷黑也。  
 「形容枯槁」、癯瘦瘠也。  
 「漁父見而問之」、怪屈原也。  
 句末の助字「也」を除けば、これらは基本的に水泉子本の形態と合致しており、同じ注釈様式の流れを汲むことが知られる。  
 ここで注目されるのは、淮南王劉安が漢の武帝の命を受けて短時間のうちに作成したと伝えられる「離騷傳」<sup>(注28)</sup>について、小南一郎氏が『楚辞章句』の中の先に引用したような韻文体の注と類似した形態の作品だったのではないかと述べていることである。<sup>(注29)</sup>  
 劉安が作成した離騷の著作については、「離騷傳(伝)」とするものと「離騷傳(賦)」とするものとの両種の記述が存在する。小南氏はむしろこうした二つの傳承が併存することを重視し、そのいずれであるかについては断定しておられないが、いずれにしても水泉子本のような韻文体の注釈書を「伝」と称し得た一つの可能性を示唆するものと言えよう。

「刑」・09-2「生」はすべて耕部であるのに対して、次章(第六章)の句末字09-03「服」・10-1「食」・10-4「塞」・10-5「惑」は職部、11-3「出」は職部と通押関係にある物部に属し、分章換韻が確認される。<sup>(注24)</sup>  
 ここまで水泉子本の句式と押韻の特徴をみてきたが、これらの特徴と「伝」との関連から注目されるのは、『周易』の象伝である。象伝は爻辞の本文を掲げ、その下に注を加える形式をもつ。本文と注とは、一部に例外は見えるものの、それぞれ四字句を基本とし、注の末尾「也」の前の第三字目で韻を踏んでいる。いま具体的に上経・蒙の象伝について、本文にあたる部分をカギ括弧で括り、韻を踏む文字を傍点で示すと以下のごとくである。<sup>(注25)</sup>

- (初六) 象曰、「利用刑人」、以正法也。  
 (九二) 象曰、「子克家」、剛柔接也。  
 (六三) 象曰、「勿用取女」、行不顺也。  
 (六四) 象曰、「困蒙之吝」、獨遠實也。  
 (六五) 象曰、「童蒙之吉」、順以巽也。  
 (上九) 象曰、「利用禦寇」、上下順也。

象伝を含む易の三伝は、漢初あるいはそれ以前にすでに流行していたと見なされており<sup>(注26)</sup>、このような韻文体の注の形式が、伝の一つとして遅くとも漢初に行われていたことは、ほぼ確実と見てよいであろう。象伝と類似する形式は、王逸『楚辞章句』にも見いだされる。以下に漁父篇の冒頭部分を同様に引用する。<sup>(注27)</sup>

## 結語

最後に『蒼頡伝』の作者について言及しておきたい。既述のごとく『蒼頡伝』には作者名が記されていない。その原因は作者の問題と緊密に結びついており、先に検討を加えた揚雄著作説では「蒙上省文」をその原因とし、複数人著作説では一家の手に出たものでないことをその原因としていた。それでは水泉子本を『蒼頡伝』に比定する本説において、この問題はどのように解釈されるであろうか。

ここで注目されるのは、水泉子本の作者を閻里書師とする胡平生氏の見解である。胡氏は水泉子本を揚雄『蒼頡訓纂』あるいは杜林『蒼頡訓纂』に比定する張存良氏の見解に対して、「其一、揚雄所撰《訓纂》與《蒼頡》是兩種書、是沒有複字的」「其二、字數不對」「其三、七言本文字多俗詞俚語」の三点からそれを否定し、作者は当時の文壇の大師ではなく、民間で活躍していた閻里書師であり、西漢中後期に相次いで作成された『凡將篇』『急就篇』『元尚篇』などの七言本文字書の影響を受け、閻里書師が『蒼頡篇』の四字句を改変して七字句としたものであろうと結論づける。<sup>(注30)</sup>

成立時期について、筆者は胡氏とは見解を異にし、前漢中期と推定しているが<sup>(注31)</sup>、作者については筆者も胡氏に同意する。その理由として筆者は、水泉子本の分章が閻里書師本のそれと合致する点を重視し

ている。

閩里書師による『蒼頡篇』の合篇・改章が、漢代における『蒼頡篇』の識字書としての機能向上を目的としたものであったことは想像に難くない。そして、閩里書師本にもとづき四字句の本文の下に三字句を加えて『蒼頡篇』の理解と暗誦の利便をはかった七言本の作成もまた、同じ目的をもつ閩里書師の活動の一環として位置づけられよう。『蒼頡伝』に作者名が記されなかったのは、閩里書師という無名の民間人の手になるがゆえであったと解釈されるのである。

## 注

- (1) 拙稿「水泉子漢簡七言本『蒼頡篇』考―『説文解字』以前小学書における位置」(『東洋古典学研究』第二十九集)二〇一〇年、第一〜一七頁)、拙稿「水泉子漢簡七言本『蒼頡篇』再考―七言本成立の背景―」(『中国研究集刊』第六十五号)二〇一九年、第一〜二四頁)
- (2) 以下『漢書』芸文志の引用は、武英殿本を影印した『二十五史第一冊』(上海古籍出版社・上海書店、一九八六年)所収の『漢書』(第一六五頁)による。
- (3) この点については、拙著『説文以前小学書の研究』(創文社、二〇〇四年、第三二〇〜三三四頁)参照。

が「後漢書儒林傳、識書非聖人所作、其中多近鄙別字。近鄙者、猶今俗用之字。別字者、本當爲此字而誤爲彼字也。近人謂之白字、乃別音之轉」(『日知錄集積』花山文芸出版社、一九九〇年、第八〇五頁)と述べるごとく、正字に対する異体字の意と理解するのが妥当であろう。

- (10) 『四庫全書総目提要』卷四十、經部四十、小学類一、方言十三卷(『景印文淵閣四庫全書』第一冊、台湾商務印書館、一九八三年、第八二〇〜八二二頁)
- (11) 錢大昕(一七二八―一八〇四)と謝啓昆(一七三七〜一八〇二)は同時代に活躍した人物であるが、錢氏はあくまでも揚雄『方言』と『別字』とを同一の著作とする前提に立ち、『漢志』の「蒙上省文」には言及していない。一方、謝氏は『方言』と『別字』とを別個の著作と見ており、『小学考』卷七、訓詁五の「揚氏雄方言」の条(前掲注4、第九一頁)にも『別字』についての言及はない。こうした状況から推して、両者の説はそれぞれ独自に提起されたものと見なされる。
- (12) 姚振宗『漢書芸文志条理』卷一之下(前掲注5、第五四〜五五頁)
- (13) 『説文解字』五上、亏部に「平、語平舒也。从亏从八。八、分也。爰禮説」とある(『説文解

(4) 謝啓昆『小学考』卷九、文字一(漢語大詞典出版社、一九九七年、第一三一頁)

(5) 姚振宗『漢書芸文志条理』卷一之下(『二十五史補編』第二冊、中華書局、一九五五年、第五四頁)

(6) 林明波『唐以前小学書之分類与考証』(台湾商務印書館、一九七五年、第三一七頁)

(7) 例えば、李零『蘭台萬卷讀』(漢書・藝文志)(修訂版)(生活・讀書・新知三聯書店、二〇一三年第二版、第六二頁)は、『別字』即『方言』。今本『方言』存十三篇。原書不注、揚雄、是蒙上省略。『蒼頡傳』、上承『別字』、疑亦揚雄書」と述べる。

(8) 錢大昕『三史拾遺』(『考史拾遺』所収、商務印書館、一九五八年、第六五〜六六頁)。ただし、錢氏は『蒼頡伝』については言及していない。鈴木由次郎『漢書芸文志』(明德出版社、中国古典新書、一九六八年、第一一五頁)は、「別字十三篇」の解説において「今存する漢の揚雄の作「方言十三卷」のこと。この本名は「輜軒使者絶代語釈別国方言」。別字といい、方言というのはその略称。方言は揚雄の作ではないという説もある。四庫提要参照」と述べ、ほぼ錢氏の説を踏襲している。

(9) 別字の本義は、顧炎武『日知録』卷十八、別字

字注』上海古籍出版社、一九八一年、第二〇四頁)。なお『説文』に見える爰礼説はこの一条のみである。

(14) 馬瑞辰『毛詩詁訓伝名義考』(『毛詩伝箋通釈』一、『皇清経解統編』第二冊、卷四一六、上海書店出版社、一九八八年、第六一七〜六一八頁)

(15) 以下、漢簡『蒼頡篇』(阜陽本・北大本・水泉子本)の引用は、原則として『北京大学蔵西漢竹書「壹」』(朱鳳瀚編撰、上海古籍出版社、二〇一五年)所収「北大蔵漢簡『蒼頡篇』與其他出土簡本対照表」(第一五三〜一六三頁)にもとづくが、作字の便宜上、通行の字体に従う場合がある。また水泉子本の積文の末尾に付した略号は以下のとおりである。

封二……張存良・呉紘「水泉子漢簡初識」(『文物』二〇〇九年第十期、第八八〜九一頁)所収「封二・1」〜「封二・10」の十簡の  
図版番号

暫……張存良「水泉子漢簡七言本『蒼頡

篇』蠡測」(『出土文獻研究』(第九輯)、二〇一〇年一月、第六〇〜七五頁)暫編号

1〜暫編号45の四十五簡の図版番号

例……張存良「水泉子漢簡七言本『蒼頡篇』蠡測」(前掲)の中に例示された図版未公表の残簡の積文番号

(16) 『説文解字注』(前掲注13、第六三七～六三八頁)

(17) 『説文解字注』(前掲注13、第六八〇頁)

(18) 張存良「水泉子漢簡七言本《蒼頡篇》蠡測」(『出土文獻研究(第九輯)』、二〇一〇年一月、第六五頁)、拙稿「水泉子漢簡七言本《蒼頡篇》考―『説文解字』以前小学書における位置」(前掲注1、第二～三頁)参照。

(19) 水泉子本は全簡の図版・釈文が未公表であり、統一的な編号が付されていないため、以下の引用では、便宜的に各句の冒頭に北大本の簡・句番号を記し、それによって対応する水泉子本の句の所在を示すことにした(例えば「06.1」は水泉子本の『蒼頡篇』本文の当該句が北大本簡8の第一句に対応することを示す)

(20) 張存良「水泉子漢簡七言本《蒼頡篇》蠡測」(前掲注18、第六五～七〇頁)

(21) 居延漢簡191ACB(『居延漢簡甲乙編』上冊、中華書局、一九八二年、乙図版柒)

(22) 「奢掩」、朱鳳瀚氏原釈は「書插」と釈すが、こゝは *jielie*「北大漢簡《蒼頡篇》釋文商榷」(復旦大學出土文獻与古文字研究中心網站論壇討論区 學術討論、二〇一五年十一月十四日)の釈に従う。

(23) 「生」、張存良「水泉子漢簡七言本《蒼頡篇》蠡測」(前掲注18、第六八頁)は「主」と釈すが、こ

三伝の成立時期について、以下のように推定している。

帛書本《周易》繫伝文、公開後、有一種看法、即帛書本無《象》・《象》・《文言》、從而認為此三伝爲晚出。此説根本不能成立。《象》咸卦辭、見于《荀子・大略》、《象》謙卦文、又見于《韓詩外伝》「夫天道虧盈而益謙……人道惡盈而好謙。」《文言》坤卦文「臣弑君、子弑父、非一旦一夕之故也、其漸久矣」、見于《太史公自序》引、《文言》文常引《象》伝語、又是出于《象》伝之後。據此、此三伝在漢初惑以前已流行。

(27) 引用は、「漢」王逸撰 黄靈庚点校『楚辞要籍叢刊 楚辞章句』(上海古籍出版社、二〇一七年、第一七一～一七三頁)による。

(28) 『漢書』卷四十四、淮南王安伝に「時武帝方好藝文。以安屬爲諸父、辯博善爲文辭、甚之。(中略)初安入朝、獻所作内篇、新出、上愛秘之。使爲離騷傳、且受詔、日食時上」(『漢書』第七冊、中華書局、一九六二年、第二一四五頁)とある。

(29) 小南一郎『楚辞とその注釈者たち』第四章 王逸「楚辞章句」と楚辞文藝の伝承(二〇〇三年、朋友書店、第三四一～三四八頁)

(30) 胡平生「読水泉子漢簡七言本《蒼頡篇》」(張徳芳 孫家洲主編『居延敦煌漢簡出土遺址実地

ここでは程少軒記録整理「水泉子簡《蒼頡篇》討論記録」(復旦大學出土文獻与古文字研究中心網站、二〇一〇年一月十七日)の施謝捷氏の釈に従う。

(24) 殘簡の分析から、水泉子本は各章の末尾に「百五字」という章の文字数を記し、その後は空白にして、次章を別の簡から書き始める形式であったことが知られる(張存良「水泉子漢簡七言本《蒼頡篇》蠡測」前掲注18、第六一～六二頁)。したがって第五章の末尾句にあたる「06.2」[飭端脩濃]「皋陶生」の後には、章の文字数の表記と空白が存在するはずであるが、文字数の表記はなく、そのまま連続して第六章の第一句・第二句が書写されている。しかし、第五章と第六章との間には換韻が認められることから、本来ここで分章されていたことは明白であり、水泉子本あるいはその親本が誤って章字数の表記を脱し、連続して書写した可能性が高い。

(25) 引用は、『周易正義』卷一、蒙(『十三経注疏 附校勘記 上冊』中華書局、一九八〇年、第八～九頁)による。

(26) 例えば、朱伯崑「帛書本《繫辞》文読後」(『道家文化研究 第三輯』上海古籍出版社、一九九三年、第四二～四三頁)は、象伝を含む

考察論文集』上海古籍出版社、二〇一二年、第一六五～一六八頁)

(31) 拙稿「水泉子漢簡七言本『蒼頡篇』考―『説文解字』以前小学書における位置」(前掲注1、第一二～一五頁)参照。

[附記] 本稿はJSPS 科研費17K02730の助成による研究成果の一部である。

(島根大学学術研究院教育学系教授)